

○ 大規模水害に備えた減災対策協議会、流域治水協議会について、設立趣意や取組内容を下記のとおり補足します。

	大規模水害に備えた減災対策協議会	流域治水協議会
設立趣意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防決壊等により甚大な被害が発生。 ○ 平成27年12月10日、社会資本整備審議会から国土交通大臣に対する「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」との答申を踏まえ、「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を行うこととなった。 ○ 氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備えることを目的に、河川管理者、都道府県、市町村等が減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めるため、協議会を設立。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風(台風第19号)等、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生し、人命や社会経済への甚大な被害が生じている。 ○ 令和2年7月、社会資本整備審議会から国土交通大臣に対する「水防災意識社会の再構築の取組から一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する流域治水への転換するべきである」との答申を踏まえ、流域治水を推進することとなった。 ○ 集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するため、協議会を設立。
関連法令	水防法(第十五条の九)	—
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①円滑かつ迅速な避難のための取組 ②的確な水防活動のための取組 ③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組 	<ul style="list-style-type: none"> ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 ②被害対象を減少させるための対策 ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【補足説明②】各協議会の策定資料等

○ 大規模水害に備えた減災対策協議会、流域治水協議会において策定した資料等について、下記のとおり補足します。

	大規模水害に備えた 減災対策協議会	流域治水協議会
対象資料	【地域の取組方針】	【流域治水プロジェクト】
最新資料	①取組方針フォローアップ 馬淵川：R6.3 岩木川等：R6.3	①流域治水プロジェクト2.0（案） 馬淵川水系：R6.3 岩木川水系：R6.3 ②流域治水の自分事化に向けた 取り組み計画（案） 馬淵川：R6.3 岩木川：R6.3